淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム・川上ダム) 河川管理者への3つの質問

平成20年2月6日 「関西のダムと水道を考える会」 (代表) 野村東洋夫

私達は先日、次頁に添付しました3つの質問を近畿地方整備局に送りました。

[質問1] は丹生ダム(B案)に関するもので、4050万 m3の異常渇水対策容量をダムではなく琵琶湖に確保する考え方について、これまでに河川管理者が説明していない部分があり、その一つがこの4050万 m3の「温存法」です。

河川管理者はこの水量の琵琶湖貯留により湖水位が 7 cm 上昇するとしていますから、洪水期の始まる 6 月 1 6 日時点での制限水位を従来の BSL-20 cm から BSL-13 cm に引上げることになるであろうことは容易に想像できますが、問題はその先です。つまり「今年は異常渇水ではない」ことが明らかになる時期まで、この水量を不用意に放流することなく琵琶湖に大切に残して置かねばならない訳ですが、これを具体的にどのような方法で行うのでしょうか。6 月、7 月の梅雨期に然るべき雨量があれば余り問題にならないでしょうが、

「空梅雨」の年において、更にその後の8月~10月に台風による降雨が無い場合に異常 渇水となる可能性が大きくなる訳ですから、瀬田川洗堰操作規則を改定し、4050万m3の 放流方法をしっかり定めて置くなどの必要があるものと思われます。

「**質問2**] は高山ダムの堆砂掘削に関するものです。

これまでの河川管理者の説明によれば、ダム貯水池の水位を下げることで露出する部分に対して、掘削機械で直接掘削し、土砂はダンプカーで搬出しようという訳ですが、この方法の場合は露出しない湖底部分に堆積した土砂や、法面は露出しても湖底が水没している部分の法面に堆積した土砂は除去出来ないため、浚渫を行わない場合はこれらの部位での堆砂が確実に進行することになり、その結果、治水容量・利水容量・不特定容量の減少を来たし、このことがこのダムの耐用年数を決めることになるものと思われます。

[質問2]の1)と2)では、川上ダム長寿命化容量により3.6mの水位低下を図る場合と そうでない場合との耐用年数にどのような違いが出るのかを問うています。

「**質問3**] は「残土処分」に関するものです。

掘削により発生する土砂の処分について河川管理者は、これまで何一つ説明していませんが、特に高山ダムの場合はその処分量が相当大きくなるものと思われます。この残土を全て大阪湾にまで運んで埋め立てに使うのか、或いは木津川の河川敷に野積みして洪水の力で押し流すのかなど、具体的な処理法を問うています。

00 00 00

近畿地方整備局殿

平成20年1月31日 「関西のダムと水道を考える会」 (代表) 野村東洋夫

下記の3つの質問をさせて頂きます。

ご多用中恐れ入りますが、次のどちらかの方法で文書にてご回答願います。

- 1) 2月7日中に私宛にお送り頂く
- 2) 2月11日の淀川水系域委員会の配布資料として頂く

00 00 00 00

[質問1] (丹生ダム・異常渇水対策容量)

丹生ダム(B案)では異常渇水対策のための4050万m3を琵琶湖に貯めるとしています。この場合、この水量を、その年が異常渇水でないと判明する時期まで琵琶湖に確実に温存する必要がありますが、これをどのような手法で行われるのか、具体的にお示し下さい。

「質問2](高山ダムの堆砂掘削)

私達の質問に対するご回答(「別紙-1506」)を見た限りでは、このダムの貯水池水位を洪水期制限水位から、川上ダム長寿命化容量を利用した堆砂掘削時水位まで3.6m だけ下げたとしても、湖底の露出面積が特に増えるようには思われません。そこで次の2点について、数字を付けて具体的にご回答願います。

- 1) 水位低下を洪水期制限水位までとして堆砂掘削を行う場合のこのダムの耐用年数
- 2) 水位低下を堆砂掘削時水位までとして堆砂掘削を行う場合のこのダムの耐用年数

[質問3] (残土処分)

堆砂掘削に伴う残土処分は、高山ダムだけでも相当な量となると思われますが、これの処分方法を具体的にお示し願います。

(以上)